

## 歴史の再編と「道」の修復-王夫之『春秋』論を読む-

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 明治大学教養論集刊行会 公開日: 2014-03-06 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 本間, 次彦 メールアドレス: 所属:
URL	<a href="http://hdl.handle.net/10291/16479">http://hdl.handle.net/10291/16479</a>

## 歴史の再編と「道」の修復

——王夫之『春秋』論を読む——

### 本 間 次 彦

#### 一．二つの目標

経書としての『春秋』に記録されていることによって「春秋」である時代が、単なる一時代にとどまらない、特別な時代であること、具体的には、秦以降の歴史事象を批判的に考察するための重要な参照枠組でもあり、規範でもあることは、儒教的な立場からすればごく常識的な考え方であるだろう。この論文で以下とりあげていきたいのは、王夫之『春秋』論である。しかし、それは、歴史的な事件や人物を評価する際のよりどころとして、王夫之が『春秋』をどのように活用しているかを跡づけ、整理するところから生み出される『春秋』論では必ずしもない。あるいは、『読通鑑論』などの『春秋』関連著作以外のテキストを主に迂回して構成される『春秋』論ではない。そうではなく、彼の『春秋』関連著作から直接に抽出される理論構成にもとづいた『春秋』論である。

そうは言っても、『春秋』論は『春秋』論である。両者の間には実質的な差異はほとんどないかもしれない。ただ、

『春秋』関連著作から抽出される理論構成にもとづくことによって、彼の『春秋』論一般の理論的基盤を明らかにすることは期待できるだろう。そして、彼の『春秋』論一般の理論的基盤を明らかにできるなら、彼の『春秋』関連著作を他の著作群に結びつけている独自の回路を見つけ出すことも期待できるかもしれない。

この論文が目ざすところを、より端的に示すなら、このようになるだろう。

王夫之の『春秋』関連著作に焦点を当てて、まずはそれを批判的に読解してみること。ついで、王夫之の『春秋』関連著作を、彼の著作群との関係で、相応の位置に定位させてみることに。この二点である。

## 二. 『王夫之評伝』とその死角

以上のような目標が掲げられるのは、もちろん、それがいまだ果たされていないからである。たとえば、「中国思想家評伝叢書」中の一冊として二〇〇二年に刊行された『王夫之評伝』（南京大学出版社）を例にして、そのことを確認してみよう。ここで『王夫之評伝』を例にとるには、理由がある。「評伝叢書」中の一冊であるという制約もあって、そこには、独自の論点の提示というよりは、現時点における王夫之研究の各論の標準的な到達点が要約的に示されているからである。つまり、王夫之研究の各論の現状を簡便に通覧し、それら各論の中に『春秋』関連著作が一定の位置を占めているかどうか確認するのに、適しているということである。

『王夫之評伝』のこのような特徴は、「中国思想家評伝叢書」中の他の評伝にも、一般的な傾向としてはほぼ同様に当てはまるだろう。それらが、「評伝叢書」中の一冊であるという制約を共有している以上、当然のことでもある。ただ、『王夫之評伝』には、それに固有の特徴を、別途指摘することもできる。その固有性は、『王夫之評伝』の「思想」記述

が目ざすものと王夫之の「思想」自体が交わる場所に生まれている。この点を確認するために、まず『王夫之評伝』の構成を見ておこう。

『王夫之評伝』の本論は、全九章で構成されている。そのうち、最初の二章では時代背景と伝記、最終章では歴史的評価がそれぞれとりあげられる。分量的には本論の約八割を占める、残り六章が、「思想」記述の各論部分に当たる。

問題は、その分量である。「思想」記述だけでも四十万字あまりも費やされているのは、「評伝叢書」中でもかなり異例だからである。

「思想」記述の部分は、単に分量が多いだけではない。筆者の目には、それ以外にも、そこには明確な特徴がうかがえるように思われる。それは、その記述が何を優先しているかに関連する。つまり、ここでは、王夫之の「思想」にかわる各論的な論点を、もれなく全般的に記述することが優先的に目ざされている、ということである。換言するならば、そこでの努力は、王夫之「思想」を一つの体系として構築することには必ずしも向けられない。むしろ、王夫之の「思想」にかかわる諸論点を同一平面上に網羅的に展開した上で、それらを各論の領域別に整理して提示することが優先されている、ということである。「思想」記述の網羅性重視の姿勢は、そのまま記述量の多さにも結びつくだろう。その点からすれば、『評伝』は、王夫之研究の各論とその諸論点を網羅的に通覧し、それら諸論点の中に『春秋』関連著作が一定の位置を占めているかどうか確認するのにも、適していると言えるかもしれない。

ここで、王夫之が、中国の「思想家」としても、かなり特異な存在であることに留意してみよう。中国の知的伝統、とりわけ、儒教的な思想文脈につらなる広範な分野にわたって、性格の異なる膨大なテキスト群を残しているという点で、彼に匹敵するのはおそらく朱子ぐらいである。そのような意味で特異な「思想家」である彼の「思想」を扱う場合において、その記述の網羅性を過度に優先することは、何をもたらすだろうか。一つの結果が、記述量の増大であるこ

とは、先に見た。もう一つの結果が、あわせて予想される。記述の網羅性は、たしかに所定の分類の下に秩序づけられてはいる。しかし、その秩序は、「思想」を構成する諸要素の全体的な配置を十分に展望させるものではない。結果として残されるのは、平板に整理された区画とその上に配分された断片的な「思想」記述の集積にすぎない。このような危険性である。つまり、「思想」記述がある種のカタログへと墮してしまいう危険性である。

実際にも、『評伝』において、彼の「思想」は、一章ごとに「哲学」「史学」「道徳倫理」「政治経済」「宗教」「文芸美学」へと領域的に細分化されたうえで、それぞれの領域内で個別のかつ断片的に論及されていくことになる。しかし、それら各領域は、章ごとに住み分けた状態を維持したまま、王夫之「思想」のレベルで再統合されているようには見えない。

その一方で、『評伝』の網羅性を優先した記述によって、あらためて明瞭に示された事実もある。「思想」記述のカタログ化が、一覽性の向上を通じてもたらした効用である。その事実とは、このようなものである。「思想」記述のカタ

現時点で、王夫之の「思想」構成に不可分にかかわると想定されている諸要素とは何であるか。「思想」にかかわるものは何であり、そこから排除されるものは何であるか。その点が事実として示され、また、それと同時に、「思想」的要素とそれ以外の要素を選別していく過程が網羅的に提示されている、ということである。具体的には、それは、より多く、また、より少なく引用されるのは、どの著作であり、さらに、当該著作のどの部分であるか、というかたちで明示されるだろう。そのことは、他方で、どの著作は、あるいは当該著作のどの部分は引用されていないか、ということを示してもいるだろう。

それでは、王夫之の『春秋』関連著作は、どのような扱いをそこで受けているだろうか。それらは、ほとんど引用されていない。正確を期すなら、このように言った方がいいかもしれない。書名は一部で挙げられている。しかし、テキ

スト自体にはほとんど言及されず、したがって、テキストからの引用もほとんどおこなわれていない。つまり、それらテキストは、王夫之の「思想」構成を、明確な方法的分類意識をもって網羅的に記述しようとした『評伝』によってほとんど把握されることなく、事実上、王夫之「思想」との関連をほとんど切断されてしまっているのである。

この論文が目ざすのは、以上の状況を前提とした上で、なお冒頭に示したように、「王夫之の『春秋』関連著作に焦点を当てようとする」ことである。その過程では、次のような検討課題も随時意識されていくだろう。(一) 上に見たように、従来の研究からは、王夫之の『春秋』関連著作はほとんど死角になってしまっている。それらの著作を批判的に読解することを通じて、その状況を打開できるか。(二) 王夫之の『春秋』関連著作は、彼の著した他の著作群とどのような文脈の下であれば接続させられるか。(三) その結果として、王夫之「思想」の記述のレベルで、王夫之「思想」を構成する諸要素の組み換え、追加、入れ替えをおこなう必要があるか。かりに、それら諸要素が選別しなおされるとして、その際に、それらはどのような連関の下に再配置されるべきか。このうち(一)(二)(三)は、もちろん、冒頭に二つ目の目標として掲げた、「王夫之の『春秋』関連著作を、彼の著作群との関係で、相応の位置に定位させてみること」に対応するものである。

### 三 『春秋』関連著作と父の影

ところで、王夫之の『春秋』関連著作を、彼の他の著作群に関係づけることについて、この段階で準備作業をおこなっておきたい。両者の間に初歩的な関係性を見つめるだけなら、その作業は比較的単純だからである。

まず、彼の『春秋』関連著作を、「船山全書」第五冊の配列順にしたがって示してみる。

『春秋稗疏』。『春秋家説』。『春秋世論』。『続春秋左氏伝博議』。

これら四つの著作について、次に、それぞれのテキストの特徴を、他の著作群との関係も意識しながら、簡単に性格づけていってみよう。

『春秋稗疏』<sup>2</sup>。儒教経典を正確に解釈するための基礎的作業として、当該テキストの難読箇所<sup>2</sup>に考証的考察を加えた一連の著作を、王夫之は『稗疏』と名づけている。「春秋」以外に、「易」「書」「詩」「四書」に対して『稗疏』が執筆された内、経書関連の四「稗疏」(当然、『春秋稗疏』を含む)はいずれも『四庫全書総目提要』に著録されている。

『春秋家説』<sup>3</sup>。書名に表れているとおり、家学として父から伝授された「春秋学」のエッセンスを整理した著作である。經典に対する注釈ではなく、經典のテキストに即して展開される個別の論考の集成という性格は、『尚書引義』『詩広伝』『読四書大全説』に共通する。

『春秋世論』。『春秋』の年代記的記事をふまえて、春秋時代に生じた注目すべき歴史的事象を時間軸にそって論評する、いわゆる「史論」形式の著作として、『読通鑑論』『宋論』の系譜につらなる。

『続春秋左氏伝博議』<sup>4</sup>。朱子と同時代に、呂祖謙は多くの『春秋』関係著作を執筆していた。その中には、『左氏伝』記載の史実を基に自在に論旨を展開させた小論文集である『左氏博議』も含まれる。ただ、『左氏博議』は宣公の時代までしか扱っていなかったため、その続編として、この著作が書かれている。もっとも、続編を書いたことが、呂祖謙の『春秋』研究に対する王夫之の高い評価を意味しているわけではない。『春秋家説』においても、『春秋世論』においても、呂祖謙は特に言及されていないからである。また、続編とはいえ、オリジナルの『博議』とは、執筆の動機に明確な違いも見られる。オリジナルの方は、科挙の答案作成に明確な指針を示すことを意図して書かれてもいた。それに対し、続編は、『春秋』の各種エピソードを素材として展開される独立の論考という性格が強い。その点で、『家説』に

通じるところもある。

彼の『春秋』関連著作は、以上のようにそれぞれ個性的で、それゆえに、四つの著作が書かれなければならなかった。そのことを確認した上で、彼の『春秋』関連著作を考察するための準備作業を、先に進めてみよう。検討しておかなければならないのは、資料の問題である。考察を行う際に、そのよりどころとなる資料を四つの著作からどのように選び、引用するか、という問題である。

王夫之『春秋』論を、その概略だけでも描こうとするなら、やはり、『春秋』経のテキスト分析を通じて、「春秋」という時代を正面から論じることを意図して書かれた『春秋世論』ははずせないだろう。それ以外の著作は、必要に応じて随時参照するというのが、妥当な選択だと思われる。ただし、残りの三つの著作の中では、「春秋」時代全体に論議がおよんでいるという点から、『春秋家説』が実際に参照されていくだろう。

ところで、『春秋家説』は、父の所説を祖述していることを公言する。その『春秋家説』を参照することに関しては、次の三点を確認しておきたい。第一に、父の死後二十二年目の年（王夫之五十歳の年）に、前後して書かれた『春秋家説』と『春秋世論』は（実際には、同時並行的に書かれていたのかもしれない）、上に見たように、著作の形態は必ずしも一致しないが、その内容については、当然共通する部分も多く、相互に参照すべき関係、あるいは、相補的な関係におかれていることである。第二に、二つの著作の緊密な関係からして、『春秋家説』だけでなく、『春秋世論』の方にも、おそらく父の所説は分かちがたく浸透していると考えられることである。第三に、この先、それらを資料として考察を進め、そこから読みとった理論構成に王夫之の名を単独に冠していくとしても、それはあくまで便宜的措置にすぎない、ということである。



#### 四、『春秋』論の始め方

それでは、いよいよ『春秋世論』を読んでいくことにしたい。まずは、『春秋世論』がどのように書き始められているのか、という点に注目してみよう。その序文は、テキストの始まりをどのように始めているか。その始め方の特徴に目を向けてみたい。序文が実際に本文より先に書かれたかどうかは、もちろん問題ではなく、序文から本文への円滑な展開が、序文の中にどのように担保されているか、という点に注目するのである。あわせて、『春秋家説』についても、その始め方に同じく注目してみたい。

テキストの始まりを始める、序文の役割にこだわることには、わけがある。実は、序文が付されていること、さらに言えば、執筆理由が明示されている序文が特に付されていることによって、『春秋世論』と『春秋家説』は、『春秋稗疏』と『続春秋左氏伝博議』から決定的に区別されるからである。この二つの著作は、『春秋』関連著作の中でも特別である。特別な著作には序文が付され、しかも、その序文は、『春秋』にかかわる特別な著作が書かれなければならない理由を、自ら明らかにしていなければならない。これが、おそらく王夫之自身のこだわりである。

また、二つの序文には、いずれも問答形式が導入されている。自著に対する序文としては、これも、『黄書』「後序」以外の序文には見られない異例な形式である。そして、『黄書』「後序」にも、『春秋』の名が引かれていることはやはり示唆的である。

## 1. 『春秋世論』「叙」

王夫之のこだわりぶりを、『春秋世論』「叙」に即して、まず見ていくことにしよう。

『春秋世論』の方法とその対象を述べる「叙」の冒頭部分は、やや錯綜した書きぶりになっている。内容を四点に整理しながら、論旨を追っていってみる。(一)『春秋世論』は春秋の世を対象にして書かれる。ただし、春秋の世とともに、春秋時代の源流としての夏・商や西周、春秋時代の行きつく先としての戦国や秦漢が、つねに意識される。(二)前後する時代を意識しつつ、春秋の世の統合と分離の形勢・栄枯盛衰の事跡について、その得失を『春秋世論』は評価する。(三)王道の実現に寄与するかどうか(正しいか、正しくないか)、それが評価の基準になる。利害関係の事情は考慮されない(考慮するのは、邪説である)。(四)得失を評価される対象には、軍事的戦略・地政学的形勢・国家的な意思(国是)決定の問題も含まれる。

以上の内容を、再度整理しなおしてみよう。まず、「叙」は、『春秋世論』の方法を、あまねく受け入れられるべきものとして述べている。そこには何の譲歩もない。読者に対しては、その方法を「一括して承認することを求めるのである。その方法とは、このようなものである。『春秋世論』の記述は、ある特有の視点に支えられている。その視点は、「春秋」時代を視野の中心にすえつつ、それに先行する時代と後続する時代の双方をも同時に俯瞰する。その視点の下におかれることで、『春秋』経に記録された事件は、歴史的な展望とともに分析され、多面的に解釈され、同時に、正しく価値評価される。

「叙」の求めるように、『春秋世論』の方法を受け入れたとしても、別の問題が浮上する。『春秋世論』の記述の正しさはどこまでおよぶものなのか。「春秋」時代に限定されるのか、それとも、後世にも広くおよぶのか。「叙」は、この

問題を意図的に取りあげる。そのために、一つの問いかけが投げかけられる。

問いかけは述べる。漢の董仲舒は、「天は変わることなく、道もまた変わることはない(『漢書』「董仲舒伝」)」と、かつて記した。道が変わらないと言うのは正しいが、世が変わらないと言うことはできない。世について変化を言うのであれば、世が変化する以上、道に執着することもできないはずである。あなたの論に従うことで、秦漢以降の天下が治められるのでしょうか(率子之所論、以治秦漢以降之天下、可乎)。

問いかけの趣旨は、このようなものであろう。時代は推移し、世は移り変わる。この世界を秩序づける道は、この世界とともに不変だとしても、世の移り変わりは、道に対する陳腐化した理解に執着することを許さない。したがって、『春秋世論』の記述も、秦漢以降の時代を統治する際には、何の有効性ももたないだろう。

このようにして、「叙」は、『春秋世論』の記述の正しさではなく、後世の現実政治に対する有効性を問題にする立場を浮上させた。その上で、「叙」は、自らのさらなる主張を、問いかけに対する反論という形式で展開していく。「どうしてそれができないだろうか(奚為其不可也)」。反論はこのように始まる。「あなたの論に従うことで、秦漢以降の天下が治められるのでしょうか」という問いかけの最後の一文と一文の末尾に意地悪くおかれた「可乎」を受けての、「奚為其不可也」である。『春秋世論』の記述の正しさは、後世の現実政治に対しても効力をもちうるはずなのである。「叙」の残りすべて、「叙」全体では三分の二以上の分量が、上の問いかけに対する反論にあてられている。ここでは、その要点だけを、以下確認していってみる。立論の趣旨をわかりやすく提示することを優先して、原文の表現をかなり抽象化している部分も含まれる。

後世の歴史的变化を決定づけたのは、政治体制上の封建から群県への転換である。秦漢以降の天下の登場である。たとえば、天子が一人で自らの天下を守ろうとし、盗賊や夷狄が急速に台頭して天子の座を争うこと、これらは封建制の

退場後に生じたまったく新たな現象である。郡県制の時代に変わり、天下の情勢がそれとともに変わった以上、古の方法のままに今を治めることには躊躇せざるをえないだろう。

しかし、『春秋世論』で取りあげた論点とも重なる、君臣間の統合と分離、一王朝における栄枯盛衰、王道と邪説の対立関係、軍事的戦略・地政学的形勢・国家的な意思（「国是」）決定の問題などは、後世においてもつねに政治的課題であり続けた。つまり、これらは、時代に限定されないという意味で、普遍的な政治課題である。「春秋」時代において、これらの課題がどのように正しく、また、正しくなく対処されたかにつき、『春秋世論』はその得失を評価した。

普遍的な政治課題に対する一時代の対処法についてなされた評価は、課題が普遍的であるゆえに、異なる時代にも応用可能であるだろう。「今日の世を、春秋の世に照らし合わせて考えても、まったく違和感がない（今日以印合於春秋之世而不疑）」はずなのである。『春秋世論』の記述は、後世にとっても、時代の政治状況とその課題にいかに対処すべきか検討する際には、有効な指針となりえる、ということである。その意味で、『春秋世論』の記述の正しさは、後世の現実政治に対しても確かに効力をもちうる。

これが、「叙」の結論である。『春秋世論』の記述は、春秋時代に限定されることのない、広い歴史的な視野に支えられているとする、先ほどの方法的な前提からすれば、この結論も当然であろう。

## 2. 『春秋家説』 「叙」

一方、『春秋家説』 「叙」の大半を占めるのは、『春秋』解釈の問題点をめぐって、父と息子の間に交わされる問答である。明朝滅亡の年に、息子は教えを請い、父はそれに順次答えていく。両者の問答の概略を追ってみよう。問答のきっかけは、明朝滅亡に衝撃を受けた父の、次のような謎めいた問いかけによって作られる。

詳細さは、粗略さから展開されたものだし、明るさは、晦（くらさ）から導き出されたもの。しかし、詳細さを求めすぎて、粗略さを含むようになること、明るさを求めすぎて、晦さを含むようになることは、少なくない。ところで、『春秋』三伝を折衷するという課題は、胡文定（安国）により解決法が明らかにされ、程伊川が要点だけを示した『春秋』解釈法は、胡文定により詳細に展開された。このことは、胡文定の『春秋胡氏伝』をくりかえし読んでいる者にとつては周知のことである。縦糸と横糸で布地を細かく縫っていても、その縫い目は、布地の幅はこえられない。太陽と月が一日中照らしても、照らされない陰はある。このことは、『春秋胡氏伝』をくりかえし読んでいる者の知らないことである。息子よ、おまえは何のことかわかるか。

父の問いかけに答えられない息子は、質問の趣旨を解説してくれるよう父にたのむ。父は、次のように回答する。

『春秋』に対して、胡文定は、まるで縦糸と横糸を緊密に組み合わせるように、太陽と月がくまなく照らしだすように、解釈していく。しかし、そこには、「激する」と「疑う」ことがともなっている。誤った考え方には感情的に「激昂」し、同時代的な難題に通じる箇所には、自らの解釈に対し「疑念」をぬぐいきれない。「激する」とときには、それに集中しすぎて、「激昂」の向けられていない部分が粗略になっていることに気づかないし、「疑う」とときには、疑いを掘り下げることでも正解を求めようとする姿勢が、正解を隠す晦さをかえって生み出していることに気づかないのである。

先の問いかけに含まれていた、「詳」と「略」・「明」と「晦」・「縦糸」と「横糸」・「太陽」と「月」に関する一般論は、『春秋胡氏伝』に対し、その限界を指摘するための比喩であったことが、ここで明らかに。「激する」と「疑う」ことが、限界とそのかなたを生み出す。限界のかなたは、こえられない布地の幅の向こうであり、照らされない陰である。過剰な詳細さや明るさの追及は、限界のかなたに粗略さ（「激する」ことよって）と晦さ（「疑う」こと

によって)を生み出してしまふのである。そして、先の問いかけによれば、「このことは、『春秋胡氏伝』をくりかえし読んでいる者の知らないこと」であった。『春秋胡氏伝』が、その詳細かつ明晰な解釈の代償に、粗略と晦さの領域を一方に生み出していることに、読者はこれまで無自覚であった、ということである。

「激する」ことと「疑う」ことによって、『春秋胡氏伝』は実際にどの方向に偏向しているのか、息子はさらなる説明を求めていく。それに対する父の回答を、要点にしぼって示してみる。

まず、「激する」ことについて。例として挙げられるのは、『春秋胡氏伝』が、天人相関説に異様に執着していることである。『春秋』中の、災異にかかわる記事は、一律に天譴と解されていく。これは、硬直した天人相関説を斥ける王安石が、『春秋』の価値を否定する一方で、新説(ここでは、「洪範伝」などが意識されているだろう)を主張し、さらには、「天戒」「人言」などを考慮する必要はない(天戒不足畏、人言不足恤<sup>⑤</sup>)と発言するに至ったことに激昂した結果、生み出された姿勢であり、その代償として、天人関係は過度に図式化されてしまっている。

次に、「疑う」ことについて。例として挙げられるのは、南宋の政治状況とその中での胡文定の立場から生みだされるジレンマである。当時、南宋朝廷内では、北に位置する金王朝からの脅威(外憂)にいかに対峙するか、南宋内部の反乱や不服従への動き(内患)をいかに未然に防止するか、という二つの問題が、主要な政治課題として意識されていた。異民族王朝の台頭の下、中華が存亡の危機に瀕している状況にあっては、外憂にかかわる議論こそ正論であり、内患をもちだす議論は邪説にすぎない。胡文定は、『春秋』を論拠にして論陣を張りながら、外憂と内患のいずれを優先するかという点で最後まで疑念をたち切れず、正邪を峻別しない両論併記というあいまいな選択に逃れた<sup>⑥</sup>。そのとき、正論は、『春秋』の正しい解釈とともに見失われてしまったのである。

父によれば、「激する」ことと「疑う」ことともなう偏向は、上の二つの例にとどまるものではない。随所に見ら

れるのである。「叙」が、この後に何を述べていこうとするか、今や予想がつくだろう。『春秋胡氏伝』の偏向を矯正すること。『春秋胡氏伝』がその限界のかなたに追いやった、粗略さと晦さを照らしたすこと。これが、父から伝授された教えを、一つの著作としてまとめた『春秋家説』の目標であり、また、約束された成果なのである。

### 3. 二つの「叙」

二つの「叙」に関して、これまでの内容紹介を要約し、その上で、少し考察を加えてみよう。

『春秋世論』「叙」は、これから始まるテキストが、秦漢以降の時代に対しても、有効でかつ正しい政治的判断を導きだすための指針となることを確信している。指針としての有効性は、邪説が排除されていることの証である。

一方、『春秋家説』「叙」は、これから始まるテキストが、宋代以降の『春秋』解釈に大きな影響を与えた『春秋胡氏伝』の不備を補うものであること、『春秋』解釈に新たな展望を示すものであることを明言する。正しい『春秋』解釈を見いだすことは、正論の浮上と邪説の排除にも結びつくだろう。

二つの「叙」は、それぞれに本論部分の目標を示し、目標の違いに応じて、「叙」の内容も問答の形式も異なっていた。その一方で、両者の違いをこえて共有されているのは、このような認識ではないだろうか。これから始まるテキストは、いわば「正」と「邪」の闘技場であり、そのすべての部分を通じて、「正」を見いだし、「邪」を斥ける過程が行っていく。そして、王夫之自身にとっては、中華が崩壊した状況下において、二つの著作を執筆することは、「正」を見いだし、「邪」を斥ける過程を進行させることにより、失われた中華を追い求め、それに接近していくことでもあっただろう。

## 五. 「春秋の法」と新たな公論

『春秋世論』の本論を、ここから読み始めることにしよう。まずは、「春秋の法」と公論の墮落との関係を述べている次の一節（定公六）<sup>(1)</sup>に注目してみたい。

春秋の法が廃されてから、天下の公論は天下に災いして余りあるようになった。  
春秋之法廢、而天下之公論以禍天下有余。

ここで言う「春秋の法」とは、もちろん、孔子が魯の国史などを基に編纂したとされる『春秋』の執筆を支配している「法」である。同時にそれは、『春秋』が対象としている時代（春秋時代）を本来支配すべき「法」でもある。あるいは、その時代を本来支配すべきものでありながら、支配の実効性をともなわない「法」を救済するために、『春秋』が執筆され、そのテキスト上に孔子は「法」を貫徹させたと考えられてきた、あの「法」である。

この「春秋の法」の廃絶が公論の墮落に直結していると、『春秋世論』は述べているわけである。このような断定は何を意味しているのか。その真意を測るためにも、「春秋の法」とその衰退について、王夫之自身の述べているところをまず参照してみよう。「春秋の法」の廃絶が公論の墮落に直結する理由は、なにより「春秋の法」の性格自体に由来しているだろうからである。



## 1. 「春秋の法」とは何か

王夫之が「春秋の法」をどのように理解していたかについて、以下、二つの側面から確認していつてみたい。その際に参照すべきなのは、『春秋世論』ではなく、『春秋家説』の方である。

### ① 「道」と「新たな法」

まず、『春秋家説』哀公一六を見てみよう。

孔子は麟がとらえられた年（哀公十四年）に際して、過去の事跡をさかのぼり、（魯史の）旧文に基づいて、新法を立てた。哀公・定公以前の天下においては、道はまた行うことができる。哀公・定公以前の魯史に照らしあわせることで、道はまだ明らかにすることができる。このように判断したからである。

夫子立乎獲麟之年、溯已往之事、因旧文、立新法、謂夫哀定而上之天下、道猶可行也、得哀定以上之魯史而徴之、道猶可明也。

『春秋』の執筆を孔子が決断するにいたる経緯が、ここに簡潔に述べられている。その年に麟がとらえられたことが、執筆を動機づけていること。哀公・定公以前（「獲麟」以前）の天下では儒教的理想（「道」）は実現可能だったのであり、そのことは、哀公・定公以前の魯史に即して実証可能であること。そのような実証は、魯史の記録にあくまで忠実に基づきつつ、一方では、「新たな法」の定立として示されなければならないこと。

「新たな法」が定立されるとは、このようなことを意味するだろう。現実には実現されなかった「道」の実現可能性を、既存の歴史記録の再編を通じて、仮想的に実現させてくれるものが「新たな法」である。「新たな法」は、歴史記録の再編の「法」であり、歴史記録の提示する歴史事実の再編の「法」ともなる。しかも、歴史記録に忠実に基づくことが原則であるから、再編とはいっても、実際には、与えられた記録を問引くという意味での取捨選択がそこにおこなわれることになるだろう。原『詩経』を取捨選択することにより、孔子は、『詩経』を経として再編した、とされるようにである。字を問引き、事実の一部またはすべてを問引くことで、「法」はそこに遂行され、歴史は、記録としても、事実としても「道」を尺度に再編されていく。

しかし、「新たな法」はあくまで「獲麟」以前の「過去の事跡」にしか適用されない。なぜ、そうなるのか。そのような制限の設定は、儒教的理想（「道」）の普遍性を自ら否定することにつながるのか。このような想定される疑問に対して、『春秋家説』は述べる。

本来、聖人の治世下に限って瑞祥として出現すべき麟が、春秋の末世に捕獲されたということ。孔子にとって、この事件は単に異常であるだけではなく、この事件を境に世界が一変してしまったことを意味していた。「獲麟」とは、堯舜文武以来の「百王の道」が今や完全に窮まってしまい、その持続の系譜に終止符がうたれてしまったことを表している。「春秋家説」はそのように理解する。

そもそも『春秋家説』によれば、「百王の道」の持続を支え、中国を中国として存続させてきたのは、天地人にかかわる三つの「法」(一三紀<sup>9</sup>)であった。「人紀」は、井田と封建の制度を支え、「天紀」は、瑞祥としての鳳凰や麟、河図の出現を意味づけ、「地紀」は、中国と夷狄の区別を律してきた。そこに、「獲麟」が突如生じたということは、今や「天紀」が衰退し、その「法」が及ばない領域が出現しつつあることを端的に示すものであった。それに続いて、四百

年あまり後には周の滅亡とともに「人紀」は損なわれていくだろうし、さらに四百年あまり後には五胡十六国の台頭とともに「地紀」は損なわれていくことになるだろう。「道」と「法」の支配が、それ以降ひたすら後退し、中国が中国ではなくなっていく過程が開始されたという意味でも、「獲麟」は決定的な事件であった。

いずれにしても、「道」の終焉の徴候に直面したという衝撃が、孔子を『春秋』の執筆に駆りたてた。『春秋家説』はそのように述べる。「新たな法」を定立し、さらに、その「法」を遂行することによって、「道」の実現可能性を実証し続け、あわせて、すでに損なわれてしまった「道」を事後的に修復し続けていく。「道」の終焉の危機に際して、「道」を救済し、保存するためには、これが、孔子にとって唯一の方策であった。

しかも、この方策は、確かなよりどころ（徴）に基づいていなければならない。なぜなら、「道」は「文」を通じて伝えられ（道託文以伝）、「文」は「事」に基づいて著されるからである（文因事以著）。「事」に基づいている「文」であることによって、「道」を伝える「文」でもある「文」とは、当然『春秋』である。そのような「文」に対する確かなよりどころを、孔子は魯史に見いだした。魯史は、「道」を伝える「文」である『春秋』にとって、「事」の不可欠の情報源と位置づけられたわけである。しかし、その魯史にも限界がある。時代の累積的な変化が一線を越えて、「事」を著す「文」が、ついに「道」を伝ええなくなったとき、文章による濾過をへても、ついに歴史の現実を「道」に接続しえなくなったとき、魯史は確かなよりどころではなくなってしまうだろうからである。確かなよりどころを失ったときには、「文」もまた閉じられなければならないだろう。つまり、『春秋』は、テキストとしても「獲麟」とともに終了しなければならぬ<sup>(10)</sup>。その先には、もはや「道」は明確には見いだせないだろうからである。

## ② 太陽と月、または、『春秋』の光

これまで見てきたように、「春秋の法」が遂行されていく過程とは、『春秋』経のテキストが構成されていく過程であり、その過程を通じて、「道」はその実現の可能性を実証されていくはずであり、その有効性もあらためて確認されていくはずであった。また、テキスト上に「道」が修復され、復元されていくこのような過程は、同時に、『春秋』が「教」の源として自らを示していく過程ともなるだろう。

ところで、「法」の遂行の軌跡でもあり、「教」の源でもある自らを、『春秋』はどのようにテキスト上に表現しているのか。また、「法」を学び、「教」を学ぶ者は、どのようにそれに接近していけばいいのか。これらの点を、続いて検討してみたい。参照されるのは、再び『春秋家説』（宣公一一）である。

『春秋家説』は述べる。『春秋』は、太陽と月になぞらえられる。その光は、物を照らすために存在するわけではない。しかし、すべての物は、それによって照らされる。ただし、物が自らを照らそうとする限りにおいてである。

『春秋』も同様だとすれば、こうなるだろう。その光は、学ぶ者を照らすために存在するわけではない。しかし、学ぶ者はすべて、それによって照らされる。ただし、学ぶ者が自らを照らそうとする限りにおいてである。

さらに換言すれば、こうなるだろうか。『春秋』は、学ぶ者をその「教」（＝「法」）の理解へと一気に導いてくれるわけではない。しかし、学ぶ者には、その理解への道はつねに開かれている。ただし、そのためには、学ぶ者は『春秋』の光を自らの光に転換して、自らを照らしたすことが、求められるだろう。そして、『春秋』の光を自らの光に転換して、自らを照らしたすというとき、それは、自らを舞台にして、『春秋』の光によって『春秋』を照らす姿勢が生まれていることにほかならない。

このような姿勢は、伝統的な『春秋』学に見られる、いわゆる「春秋の義例」を設定して、『春秋』の用語法を公式

化し、その解釈を可能な限り一義化していこうとする姿勢（胡安国の解釈法にも影響を及ぼしている姿勢）を、当然拒絶するだろう。用語法の共通性を根拠にする、解釈の自明性を信じないだろう。むしろ、解釈のたびに該当箇所の特異性に注目し、その個性の意味するところを比較検討するだろう。

『春秋家説』は述べる。『春秋』は、解釈の合理化に適合するような自明な文の集積などではない。太陽と月に、それがなぞらえられたのも、この意味においてである。それは、太陽と月が天に輝いているように、学ぶ者の前に事実を大いに揭示して、正解を求めようとする者があらわれるのを待っている（懸其実以待人之求）。学ぶ者は自らを照らさなければならぬ。そのことを、『春秋』が揭示する歴史事実を、その個性に即して考察するという迂路を通じて、達成しなければならぬ。このような考察を放棄するところに、「春秋の義例」は生まれるし、その背後には、『春秋』を解釈する際に「激昂」を許容してしまう心性が存在している。「激昂」はつねに解釈を偏らせ、硬直化させ、「道」を逆に視野から遠ざけてしまう。その対極にあるのが、『春秋』の光によって『春秋』を照らす姿勢であり、これこそが、『春秋』の表現の特性に応じて『春秋』に接近していく唯一の方法となるだろう。

ここでは、太陽と月になぞらえられていたのが『春秋』であった。ところで、『春秋家説』叙では、『胡氏伝』が太陽と月になぞらえられていたのではなかったか。しかも、『胡氏伝』が、「激昂」にまかせてその『春秋』解釈を偏向させてしまった点を、太陽と月になぞらえていたのではなかったか。太陽と月も、この世界をすべて照らすことはできない。照らされている部分の陰に、照らされない部分が不可避的に生じる点に、両者の共通性が見られていた。しかし、『春秋家説』（宣公一一）に述べられていることからすれば、新たな「春秋の義例」の設立を目ざすような『胡氏伝』は、太陽と月の対極にむしろ位置づけられなければならない。太陽と月はすべてを照らさない。しかし、照らされることを求める者もある。その者は自ら進んで照らされようとするだろう。太陽と月になぞらえられる『春秋』も、自らを大い

に掲げて、その光に照らされることを求める者を待ち続ける。『春秋』の光の下で、『春秋』を学ぶことを選択する者を待ち続ける。このような自覚的な主体の参与を組み入れることで、太陽と月の隠喩は、ここで大きくプラス方向に転換しているのである。

## 2. 「春秋の法」と公論の墮落、そして、その先にあるもの

これまで見てきたところから、「春秋の法」の廃絶がなぜ公論の墮落に直結するのか、すでに明らかであろう。「春秋の法」は魯史の再編を通じて、あくまで仮想的に「道」の実現可能性を実証し、また、あくまで事後的に「道」を修復してきた。今に連続する歴史を再編することで、この世界に「道」をつなぎとめようとする、それは最後の方策でもあった。しかし、「獲麟」事件とともに、堯舜文武以来の「百王の道」は今や完全に窮まってしまったのである。「道」が窮まるとともに、「春秋の法」もその有効性を喪失していくだろう。「獲麟」以後の歴史においては、「道」の全面的な修復はもはや不可能だからである。そのような時代の中で、公論が墮落していくのも当然であろう。公論の公共性を支えるはずの「道」が窮まってしまっているのである。後には、「春秋の法」が廃されてから、天下の公論は天下に災いして余りあるよう」な状況が残された。

それでは、「春秋の法」が廃絶された後に、公論はどのように墮落していくのか。『春秋世論』（定公六年）は、その三つの形態を挙げる。賤者の公論。無道の公論。迹者の公論。

政治的主権が天子の主導の下に行使されずに（そのときには、天子からは、『春秋世論』「叙」に言う「国是」を最終的に決定できるだけの権能は失われているだろう）、逆に、臣下（賤者）の動向に左右される状況下に、「賤者の公論」は登場するだろう。「道」に基づく公共性の名分（大共之義）を、党派的な利害関係の下に縮小再生産する状況下に、

「無道の公論」は登場するだろう。当面の課題について、大局的な観点からではなく、近視眼的な論評に終始する状況下に、「述者の公論」は登場するだろう。公論を阻害する要素は、政治的主権の侵害であり、公共性の名分の詐取であり、目先の現実(迹)への惑溺である。

ここで、公論とは、何をさしているのだろうか。『春秋世論』が提示する、墮落した公論にかかわる以上の説明から、その対極に、公論を定義づけてみてもいいだろう。「春秋の法」がまだ有効だったとき、公論とは、政治的主権の統合者として天子を位置づけようとするものであり、また、公共性の名分を正当に行使することにより、党派的な分裂をのりこえようとするものであり、さらに、目先の現実を大局的な歴史観の下に位置づけることにより、歴史的な選択に指針を与えようとするものである。これが、公論であるとすれば、公論の形成に関与しうる者とは、「春秋の法」の廃絶に抗して、あくまで、「春秋の法」を理解しようとし、かつ、遂行しようとする者たちのことであり、少なくとも、『春秋』の光の下で、『春秋』を学ぶことを自ら選択しようとする者たちのことであろう。いずれにしろ、誰でもが公論の形成にかかわれるわけではない。

このような意味での公論は、「春秋の法」とともにやはり失われてしまったのだろうか。上に見た、公論を阻害する要素は、「春秋の法」が廃絶された後に顕在化することになるが、潜在的には、「春秋」時代にすでに伏在していたものでもある。かつてであれば、「春秋の法」が遂行されることにより、それらは潜在的な脅威として未然のうちに察知され、除去されていただろう。所与の歴史記述を修正し、再編することで(実際には、魯史の記録を必要に応じて間引くことで)、「道」を修復し、公論を正規の軌道上に誘導していただろう。孔子の『春秋』執筆を通じて達成された、「春秋の法」と公論の最後の蜜月関係も、今や失われてしまっている。

しかし、最後の蜜月関係も、孔子が仮想的に達成したものであった。そこからすれば、公論の復権の可能性を、仮想

のレベルで模索する権利までは失われてはいないのであるだろうか。「獲麟」という大きな亀裂が歴史を前後に分断しているとしても、「春秋の法」を「獲麟」以降の時代に適用することを断念したのが孔子であるとしても、公論の復権は、「春秋の法」とともにしか訪れない以上、「春秋の法」をまず復元し、さらには、「春秋」時代の先に「春秋の法」を遂行していくことを通じて、公論を語る場を再生しようとした人物がいたとしても不思議はない。王夫之は、そのような人物だったのではないか。現に、彼は『春秋世論』「叙」において、『春秋世論』の記述の正しさは、後世に対して、その状況の特殊性を理解し、時代の政治課題を展望する際に、有効な指針であり続ける、と主張していた。

彼の史論と『春秋』関係著作の相関関係は、このように整理できるのではないだろうか。後世に対する歴史的規範としての応用可能性にも配慮しながら、「春秋の法」を復元することを目ざしたのが、『春秋世論』であり、『春秋家説』である。これらのテキスト上では、先にも指摘したように、「正」と「邪」が闘争をくりかえし、その闘争を通じて、「正」を見いだし、「邪」を斥ける過程が進行していく。「邪」を斥ける過程に並行して、「正」を見い出す過程を漸進的に進行させていくこのような方法は、彼の老莊注解法にも典型的に見られるものである。また、「春秋」時代の先に「春秋の法」をあらためて遂行していく試みとして書かれたのは、『読通鑑論』であり、『宋論』である。『黄書』もそこに含めてもいいかもしれない。これらの著書は、「春秋の法」とのかかわりを通じて、内在的に相互の結びつきを形成していくだろう。このような結びつきは、もちろん、執筆の年次の前後とは必ずしも関係するものではないが、『春秋世論』と『春秋家説』の執筆（五十歳）に先行して『黄書』が書かれ（三十八歳）、それに遅れて、『読通鑑論』（六十九歳〜七十三歳）と『宋論』（七十三歳）が書かれていることは、偶然ではないだろう。<sup>18</sup> また、『読通鑑論』や『宋論』において論評される事件や人物について、同様の言及が、『春秋世論』と『春秋家説』に数多くみられることも、偶然ではないだろう。



### 3. 公論はどこにあるか

最後に、『読通鑑論』の「叙論二」と「叙論四」に注目してみよう。

「叙論二」は、『読通鑑論』に要求される議論の質とその水準について述べている。その中に、『読通鑑論』と『春秋』の特別な関係もあかされていくだろう。

「叙論二」は述べる。天下には「大公至正の是非」というものがある。それは、匹夫匹婦にも知られるものであり、聖人をも拘束する。他方で、「君子の是非」というものがある。その「是非」が明らかにされるとき、天下はこぞって承認するだろう。ただし、「君子の是非」は、匹夫匹婦と論争して、彼らを教化し、説得することを目ざすものではない。

ここで述べられる「大公至正の是非」と「君子の是非」は、いずれも、天下に承認されるという点で、最終的には重なりあうことが想定されていると思われる。しかし、違いもある。「君子の是非」の形成には、民衆（匹夫匹婦）の関与は不要である。民衆を説得し、また、民衆に納得されるための手続きは不要である。それにもかかわらず、天下はこぞって承認せざるをえないのである。先ほど見たように、『春秋世論』は、公論を民衆的な基盤の下に定義づけてはいなかった。おそらく、『春秋世論』における公論とは、ここで言う「君子の是非」に相当する。

「君子の是非」の特別な使命が強調されるのも、それこそが、『読通鑑論』において展開され、開示されなければならないものだからである。そして、その際に、「叙論二」が範例とするのが、『春秋』である。かつて、『春秋』が、「春秋の法」の遂行を通じて、「道」の所在を明らかにし、天下に公論を掲げたように、『読通鑑論』は、「君子の是非」を明らかにし、天下に公論を掲げなければならない。

ただ、『春秋』と『読通鑑論』との間には、執筆される時代の違いからくる差異もないわけではない。『春秋』は魯史を問引き、縮約し、それにより、余白の効果を生み出すことで、「道」に直結する独自の回路を作りだしていた。しかも、『春秋』のことは選びの厳密性は、「叙論二」も『史記』「孔子世家」の一節を引用するように、弟子たちの容喙すら許容しない（不能贊一辞）レベルのものであった。しかし、『読通鑑論』が対象とする時代は、より良くなっているが、より複雑になっている。「君子の是非」を明らかにするために、より煩瑣な手続きが必要となる。「叙論四」は述べる。「より敷衍するために、論じる。より深く追求するために、論じる。より幅広く実証するために、論じる。複数の物の共通性を見るために、論じる。自分が理解したことを、他者の参考に供するために、論じる。」これらは、直接的には、『読通鑑論』の書名中になぜ「論」の字が含まれていなければならないかについて、述べている。同時にそれは、『読通鑑論』に展開される公論の性格を述べてもいるだろう。この公論では、「匹夫匹婦と論争して、彼らを教化し、説得する」ための饒舌さは不要である。しかし、『春秋』が有効活用した余白を、この公論は自ら積極的に論じること、逆に埋めていこうとするだろう。王夫之が大量の史論を残したのも、自らが新たな公論に与えた性格からすれば、おそらく当然の帰結だったのである。

## 注

(一) 王夫之「思想」の特徴を、その各論の多様性を意図的に強調することを通じて記述しようとした先行例には、鄧潭洲『王船山伝論』（湖南人民出版社、一九八二年）がある。そこでは、各論は、「哲学思想」「社会政治思想」「詩論」に大別され、「哲学思想」「社会政治思想」については、さらに細分化して論じられていく。『伝論』の場合には、各論の網羅的な提示をおこなうことにより、侯外廬『中国思想通史』的な枠組みから脱却し、改革開放後の新状況の下に新機軸を明確化することが意図されていたようにも思われる。ここに示された『評伝』の網羅的分類法も、基本的には、『伝論』の分類法を再編したものである。

- (2) 最近、招祥麟『王夫之《春秋稗疏》研究』(上海古籍出版社、二〇一〇年)が刊行された。
- (3) 次に挙げる『春秋世論』とともに、劉春建『王夫之学行繫年』(中洲古籍出版社、一九八九年)が簡単な内容紹介をおこなっている(一九三—二〇一頁)。
- (4) 『王夫之評伝』には、『春秋』関連著作の中で、この著作からだけ二か所の短い引用がある(第七章)。その内の一か所(呉徵百牢)は、侯外廬『中国思想通史』第五卷第二章「王夫之の思想」第八節に引用された箇所と重複してもいる。ついでに言えば、侯外廬『中国思想通史』第五卷第二章には、『春秋』関連著作の中で、この著作からだけ三か所の引用がなされている(第四・七・八節)。
- (5) 『宋史』「王安石伝」では、「天変」ではなく、「天変」となっている。
- (6) 二十三路に編成された現状の行政区画を四道に集約的に再編し、あわせて四道の責任者に強大な軍事的権限を付与することが、外憂に対処するための良策である。危機の時代においては、内政の安定に対する配慮よりも、外憂の克服を優先すべきであるという立場(王夫之と同様の立場)から、このような建議が当ても提出されていた。それに対して、胡安国はほぼ次のように自らの意見を上奏している。地方に権力を過度に集中させることは、後漢末年の例からしても避けなければならない。現状の行政区画は維持して、権力を適度に分散させた上で、中央から定期的な監察を行うことを条件に、軍権を地方へ委譲するという方策が望ましい(胡寅「先公行状」)。外憂と内患の両面にバランスよく配慮しているとも見える点が、王夫之にとっては、あいまいさへの逃避にほかならなかった。
- (7) 以下に、『春秋世論』および『春秋家説』からの引用箇所を示す際には、「船山全書」(嶽麓出版社)が、魯公の代ごとに各篇に付した通し番号をあわせて記していく。
- (8) 『胡氏伝』の、『春秋』は魯史に基づいて、それを損することはあっても益すことはない(巻六桓公下)というコメントに、『春秋家説』は賛意を表している(昭公二六)。
- (9) 『黄書』「原極第一」に見える、天地人の「三維」説を発展させたものであろう。
- (10) 『左氏伝』とは異なり、『胡氏伝』や『公羊伝』「穀梁伝』では、『春秋』経文は「獲麟」の記事をもって終了する。『家説』は、その点について特に言及してはいないが、当然、『春秋』経文は「獲麟」の記事をもって終了しなければならない、と考えていたはずである。

『公羊伝』の何休注およびそれを敷衍した『注疏』では、「獲麟」という異常事の出現をきっかけに『春秋』の執筆が新たなる

法の「制作」として開始され、そのような「制作」が「獲麟」の記述とともに完結した結果、「獲麟」は瑞祥に転化するという論理が展開される（孔子素王説）。それに対して、王夫之と同様の考え方をかたてて表明していたのが、杜預である。「獲麟」という不祥事の出現をきっかけに『春秋』の執筆が開始され、『春秋』の記述を通じて「道」の復興の可能性が示された後、その記述は「獲麟」とともに閉じられる。『春秋』の執筆をめぐる、「獲麟」から「獲麟」への循環を、杜預は明確に示している（春秋左氏伝序、哀公十四年経「春西狩獲麟」注）。その際、杜預が論破すべき目標として意識していたのが、「獲麟」を『春秋』の完成の後に時系列的に位置づけて、『春秋』の完成に対応する瑞祥と解釈する、服虔などの「先儒」の説であった。一方、胡安国は、杜預の批判する「先儒」の説にそって、天人相関的現象として「獲麟」を解釈している。ちなみに、朱子は、『春秋』の執筆と「獲麟」の前後関係については、どちらとも決めかねると発言している（『朱子語類』卷八十三）。杜預の『春秋』観については、川勝義雄『史学論集』（『中国文明選』12、朝日新聞社、一九七三年）一四一—一五四頁に詳しい。

- (11) 明末期の「公論」をめぐるの議論の位相については、「国是」や喩えとしての太陽の問題も含めて、林文孝「日」の喩え——明末東林派の一士人、繆昌期の「公論」論（『中国哲学研究』第8号、東京大学中国哲学研究会、一九九四年）に詳しい。約半世紀の時間の隔たりが、その間の政治的変動の巨大さとも相まって、王夫之と繆昌期の「公論」論に一線を画している。少なくとも、「公論」および「国是」とは、愚夫愚婦の動向に起源して、士大夫によって最終的に代理・表象されるものであると考える繆昌期に、王夫之は同意しないだろう。

- (12) この問題について、筆者はかつて論じたことがある。「儒教の境界——彼はなぜ『老子』を注解するのか」（『明治大学教養論集』通巻四〇〇号、二〇〇六年）

- (13) 『読通鑑論』と『宋論』の執筆年次については、上掲『王夫之学行繫年』を参照している。